

仙台市農業委員会第 37 回総会議事録

I. 開催日時 令和 3 年 6 月 29 日（火曜日）午後 1 時 27 分から午後 2 時 24 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (19 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 中野 勲		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 加藤 和江	7 番 加藤 和彦	8 番 菅野 則義
	9 番 郷古 雅春	10 番 佐藤 千治	11 番 菊地 郁夫
	12 番 佐藤 とみ	13 番 品川 忠夫	14 番 鈴木 通
	15 番 鈴木 正年	16 番 高橋 勝彦	17 番 松原 菊男
	18 番 嶺岸 若夫	19 番 結城 一吉	

IV. 欠席委員 (0 人)

V. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案
 - (1) 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - (2) 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - (3) 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - (4) 第 4 号議案 土地区画整理事業予定地の農地の取扱いに係る意見を求める件
 - (5) 第 5 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）[一括方式]
 - (6) 第 6 号議案 農用地利用集積計画の決定について（共有者不明農用地等）
5. 協議
 - (1) 令和 3 年度農業者年金加入推進活動計画（管理表ワークシート）について
6. 報告
 - (1) 農地改良工事（現状変更）届出
 - (2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出
 - (4) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出
 - (5) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知
 - (6) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による受理通知書の返戻に関する件
7. その他
 - (1) 会長報告
 - (2) 事務局からの連絡事項
 - ①その他事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	加藤 隆	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	振興係主査	内海 敏子
農地係主査	伊藤 秀宣	農地係主任	菊地 一郎
農地係会計年度任用職員	庄子 尚		

VII. 会議の概要

1 開 会	開 会 (午後1時27分)
司会：主幹兼 振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第37回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：主幹兼 振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしくお願いたします。
議 長 (佐々木会長)	本日は、欠席届出はありません。全員出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	それでは、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員を指名いたします。
議 長	議案に入ります。 (午後1時31分) 第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。 調査委員会を、第一調査委員会が担当し、6月21日に実施いたしました。今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行います。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略します。
	調査報告 (机上配布) (第一調査委員会結城一吉委員長報告) 第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を6月21日に実施いたしました。調査は、4番大泉権吾委員、11番菊地郁夫委員、15番鈴木正年委員と私(19番結城一吉委員)の4名で行いました。今回の申請は、売

買による耕作利便が1件、贈与による農業承継が1件、贈与による規模拡大が1件の合計3件です。番号1番から3番までの報告は15番鈴木正年委員です。
(15番鈴木正年委員報告)

番号1番は、贈与による所有権移転です。親から子に贈与し農業承継を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で54aの農地を耕作しています。6月12日に本間昭農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、売買による所有権移転です。譲受人は隣接農地を耕作しており、耕作利便を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で609aの農地を耕作しています。6月16日に倉片誠喜農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、贈与による所有権移転です。東京都在住の兄から贈与を受け規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、家族2人で20aの農地を耕作しています。贈与を受ける農地は、農地法3条許可で第三者に賃貸借しておりましたが、本件申請と同時に農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がなされております。(報告5 農地法第18条第6項通知・番号4番) 6月15日に太田勝農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時33分)

議 長

第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会 結城一吉委員長）

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、4番大泉権吾委員、11番菊地郁夫委員、15番鈴木正年委員と私（19番結城一吉委員）の4名で行いました。今回の申請は、太陽光発電パネル設置に転用するものが1件、駐車場に転用するものが1件、貸駐車場に転用するものが1件の合計3件です。調査の報告は11番菊地郁夫委員です。

（11番菊地郁夫委員報告）

番号1番は、太陽光パネル設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、4m以上の道路の沿道の区域であって500m以内に2つ以上の公共施設または公益施設（大沢郵便局、川前小学校、大沢中学校）があることから、第3種農地と判断しました。申請は、自家用電力を補うため、畑67㎡を転用し、太陽光発電パネル設置48枚（発電出力8.0kW）に67㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、現況の変更がないため、費用は発生しないものです。なお、許可を得ず現地を利用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、駐車場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、田1,753㎡と畑758㎡を転用し、駐車場（普通車52台）に688.50㎡、通路等に1,822.50㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、貸駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過しています。農地区分は、第3種農地に近接す

る区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑 624 m²を貸駐車場として利用するものです。事業面積（農地法第5条許可申請地 第3号議案番号6番 1,900 m²を含む）2,524 m²を転用し、駐車場（大型トラック 18 台）に 1,350 m²、通路等に 1,174 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

（午後1時34分）

議 長

第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会結城一吉委員長報告）

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、3番赤間敬委員、5番大里重市委員、6番加藤和江委員、13番品川忠夫委員の4名で行いました。今回の申請は、太陽光発電パネル設置に転用するものが1件、資材置場に転用するものが4件、駐車場に転用するものが5件、貸駐車場に転用するものが2件、老人ホームに転用するものが1件の合計13件です。番号1番と2番の報告は3番赤間敬委員、番号3番から5番までの報告は5番大里重市委員、番号6番から8番までの報告は6番加藤和江委員、番号9番から13番までの報告は13番品川忠夫委員です。

（3番赤間敬委員報告）

番号1番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が田2,964㎡を転用し、資材置場に1,540㎡、駐車場（普通車5台）に62.50㎡、通路等に1,361.50㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、貸駐車場に転用するもので、贈与による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が畑343㎡を転用し、駐車場（普通車14台）に177.50㎡、通路等に165.50㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台市岩切土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（5番大里重市委員報告）

番号3番は、老人ホームに転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、福祉事業を行う法人が田2,547㎡と畑491㎡（登記地目・雑種地）を合わせた実測面積3,039.96㎡を利用し、老人ホーム（1棟）に684.60㎡、駐車場（普通車17台）に287.45㎡、通路等に2,067.91㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、融資証明の写しが提出されております。また、開発行為に関する協定書の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判

断しました。申請は、福祉事業を行う法人が畑 495 m²（登記地目・雑種地、実測面積 495.88 m²）を転用し、駐車場（普通車 18 台）に 281.64 m²、通路等に 214.24 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、融資証明の写しが提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 5 番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、外構工事業者が畑 495 m²（登記地目・雑種地、実測面積 495.88 m²）を転用し、資材置場に 172.54 m²、通路等に 323.34 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（6 番加藤和江委員報告）

番号 6 番は、貸駐車場に転用するもので、贈与による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後 8 年以上経過している区域です。農地区分は、第 3 種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、申請者が畑 1,900 m²を転用し、隣接する自分の土地（農地法第 4 条許可申請地 第 2 号議案番号 3 番 624 m²）と合わせた事業面積 2,524 m²を、駐車場（大型トラック 18 台）に 1,350 m²、通路等に 1,174 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 7 番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後 8 年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがなく、集落に接続していることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、舗装業者が田 651 m²、畑 889.51 m²と宅地 773.55 m²を含む事業面積 2,314.06 m²を利用し、資材置場に 680 m²、駐車スペースに 225 m²、通路等 1,409.06 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、

目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が畑450㎡を転用し、駐車場（普通車5台）に88㎡、通路等に362㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（13番品川忠夫委員報告）

番号9番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、住宅工事業者が畑577.73㎡を転用し、資材置場に175㎡、駐車場（普通車7台）に87.50㎡、通路等に315.23㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号10番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が田1,138㎡を転用し、太陽光発電パネル156枚（発電出力49.5kW）に350㎡、通路等に788㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金と銀行からの借入金であり、預金通帳の写しと金融機関の融資内諾書の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 11 番から 13 番は関連がありますので一括して報告します。駐車場に転用するもので、番号 11 番は賃貸借権の設定によるもの、番号 12 番と 13 番は売買による所有権移転によるものです。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、製造販売業者が事業規模拡大のため、畑 4 筆 2,485 m²を転用し、駐車場（作業車両 5 台・普通車 45 台）に 971 m²、通路等に 1,514 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。番号 11 番の賃貸借の期間は 10 年で、その後売買取得予定です。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第 3 号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第 3 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 3 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後 1 時 35 分)

議 長

第 4 号議案土地区画整理事業予定地の農地の取扱いに係る意見を求める件について、を上程いたします。調査内容につきましては、第一調査委員会結城一吉委員長から報告願います。

結城一吉委員
(第一調査委員会委員長)

第 4 号議案の調査結果について報告します。調査は、4 番大泉権吾委員、11 番菊地郁夫委員、15 番鈴木正年委員と私 (19 番結城一吉) が担当し、聞き取り調査については、全員で実施しました。土地区画整理事業予定地の農地の取扱いに係る意見を求める件です。調査の結果は、4 番大泉権吾委員から報告します。

大泉権吾委員

第 4 号議案の調査結果を報告します。市街化区域に編入している農地の区画整

(4番)

理事業での農地の取扱いについて意見を求められているもので、概要については別紙のとおりです。仙台市愛子土地区画整理組合の設立に伴うもので、区画整理組合設立準備委員会から意見を求められています。令和3年1月の農業委員会総会で市街化区域への編入に伴う農振除外の意見照会があり、やむを得ないと回答していたものであり、令和3年5月18日付けで農振除外が決定され、同日付けで市街化区域に編入となっています。土地区画整理事業概要書など関係書類を検討した結果、次のとおり3つの意見を付すことに調査しました。1 施行区域内に小作地等が存在する場合には、関係者と話し合いのうえ、後日紛争等が生じないよう十分配慮すること。2 施行区域外農地への汚水の流出防止対策を施すなど、用排水の確保について支障のないよう万全な対策を実施すること。3 斉勝川は、農業水利であり、その機能の保全を図ること。

以上のとおり調査いたしました。

議 長

第4号議案について調査の結果、「1・2・3の意見を付す」と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第4号議案について、1・2・3の意見を付すことに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案土地区画整理事業予定地の農地の取扱いに係る意見を求める件については、「1 施行区域内に小作地等が存在する場合には、関係者と話し合いのうえ、後日紛争等が生じないよう十分配慮すること。2 施行区域外農地への汚水の流出防止対策を施すなど、用排水の確保について支障のないよう万全な対策を実施すること。3 斉勝川は、農業水利であり、その機能の保全を図ること。」の意見を付すことに決定いたします。

(午後1時40分)

議 長

第5号議案農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式)を上程いたします。それでは、事務局から説明願います。

事務局

第5号議案農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式)は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づくものです。令和3年6月30日仙台市公告予定分です。存続期間は令和3年7月1日から令和13年6月30日の予定となっております。一括方式は、集積計画と配分計画を併せて一括設定するものです。総数で47件200,255㎡です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものです。

議 長	<p>この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、質問等がありませんので採決します。</p> <p>第5号議案について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって第5号議案農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式)は、原案のとおり決定します。</p> <p>(午後1時42分)</p>
議 長	<p>第6号議案農用地利用集積計画の決定について(共有者不明農用地等)を上程いたします。それでは、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>第6号議案農用地利用集積計画の決定について(共有者不明農用地等)は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づくものです。共有者不明農用地について、農業委員会で探索を行いました。2分の1以上の共有持分を有する者の確知ができませんでした。このため、令和2年12月22日から令和3年6月21日までの6ヶ月間公示を行いました。不確知共有者から異議申し立てがなかったため、今回集積計画の手続きを進めるものです。総数1件14,718㎡です。仙台市公告予定日は未定です。</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、質問等がありませんので採決します。</p> <p>第6号議案について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって第6号議案農用地利用集積計画の決定について(共有者不明農用地等)は、原案のとおり決定します。</p> <p>(午後1時44分)</p>
議 長	<p>続いて、協議事項(1)「令和3年度農業者年金加入推進活動計画(管理表ワークシート)について」を事務局から説明願います。</p>

事務局	<p>— 説明 —</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度宮城県農業者年金加入推進の取組方針の説明 ・令和3年度農業者年金加入推進活動計画の説明
議長	協議事項(1)について、ご質問・ご意見等はございませんか。
菅野則義委員 (8番)	年金受給は65歳と言われていますが、早く受給することはできるのですか。
事務局	新制度は60歳から繰り上げ受給でき、80歳までの受給総額は65歳から受給する総額とほぼ変わりません。旧制度の経営移譲年金は繰り上げ受給でき、60歳からの受給だと月の受給金額は少なくなり、58%程度になります。
議長	農業者年金の掛け金最低2万円は厳しいという意見が出ており、見直す話が県の方で出ていますので具体的になりましたらお伝えします。他に質問はございませんか。
高橋勝彦委員 (16番)	加入推進名簿に379人いますが、前回、加入であたってみると個人の農家でも会社にしていて厚生年金にしている人がいました。精査はしているのですか。
事務局	JAに依頼して名簿を確認してもらっています。抜けていたり、厚生年金に入っていたりがわかれば、事務局に教えて下さい。
議長	農事組合法人は農業者年金の対象ですが、株式会社の法人は対象外なので抜いています。その他わからない部分は地域で聞いています。推進者名簿から外していけるように、事務局に伝えてください。他に質問はございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	<p>質問がないようですので、(1)「令和3年度農業者年金加入推進活動計画(管理表ワークシート)について」は、承認といたします。</p> <p>以上で協議事項を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時53分)</p>
議長	<p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>(1) 農地改良工事(現状変更)届出につきましては、書面での報告とします。</p>
	<p>調査報告(机上配布)</p> <p>(結城一吉第一調査委員会委員長報告)</p> <p>農地改良工事(現状変更)届出について、6月21日開催の調査委員会で調査しました。届出は1件ありました。田2,245㎡を盛土して畑として利用するもの</p>

です。市街化調整区域の農振農用地区域内の農地です。本農地は1枚の田となっており、盛土して畑として利用するもので、キュウリ・ブロッコリー・そら豆・ブドウ等を栽培する計画です。隣接する農地はなく、水路にのみ隣接していることから、周辺農地への影響はないと判断しました。盛土工事の期間は、7月1日から7月31日までの1ヶ月です。6月6日に相原元浩農地利用最適化推進委員が現地を確認し、水路等・隣接箇所などに迷惑をかけないように工事することを指示しております。紅堂堀水利組合から同意書が提出されており、関係書類も整備されております。詳細については別添報告書に記載のとおりです。

議 長

農地改良工事届出につきまして、何か質問等はありませんか。

菅野則義委員
(8番)

農地改良工事届出に署名するのは、前は農業委員がしていましたが、今回は推進委員が行いました。これから推進委員が行うのですか。

事務局

農業委員か推進委員のどちらかが確認の署名と指導事項を書いていたことになっています。連携を取って対応をお願いします。

大里重市委員
(5番)

今回の案件については推進委員が署名しましたが、私も立ち会っています。

議 長

農業委員も一緒に行ってもらおうといいです。業務分担で推進委員の人たちにも携わってもらうことで仕事に分かってくる。他に質問等はありませんか。

(全員なし)

議 長

続きまして、(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(6)農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知書の返戻に関する件までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、2ページに記載のとおり、番号4007から4014まで8件の届出がありました。転用目的の内訳は、駐車場への転用が3件、一般住宅への転用が2件、共同住宅・グループホーム・公衆用道路への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局専決により全件受理しております。(3)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、3ページから5ページに記載のとおり、番号5021から5034まで14件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が5件、共同住宅への転用が3件、宅地・駐車場への転用が各2件ずつ、障害者福祉施設・資材置場への転用が

各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。続きまして、(4)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、6ページに記載のとおり5件の届出がありました。時効取得が1件、相続による権利取得が4件となっております。続きまして、(5)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、7ページに記載のとおり6件ありました。すべて合意解約によるものとなっております。続きまして、(6)農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知書の返戻に関する件は、8ページに記載のとおり1件ありました。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(2)から(6)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようです。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。以上で報告事項を終了いたします。

(午後1時58分)

議 長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。(1)会長報告を私から(佐々木均会長)報告します。資料2をご覧ください。

会 長

(会長報告)

議 長

続きまして、事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局

(2)事務局からの連絡事項について

その他事務局からの連絡事項

(ア)7月の月報について

(イ)全国農業新聞記事(仙台市農業委員会)

(ウ)令和2年度第27回「農業委員会だより」全国コンクール表彰授与

(エ)仙台市農業委員会委員募集:6/28(月)から7/26(月)まで

(オ)令和3年7月～8月の予定表

(カ)他市町村農業委員会だより等(農政時流、横浜市)

議 長

その他についてご意見、ご質問等はございますか。

(意見なし)

議 長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。

他に何かありますか。

なければ以上で全てを終了いたします。

司会：主幹兼振興係長	それでは、今回の総会をもって退任される農業委員さんから一言ずつごあいさつを頂戴いたします。初めに加藤和彦委員をお願いします。
加藤和彦委員	— あいさつ —
司会：主幹兼振興係長	次に、品川忠夫委員をお願いします。
品川忠夫委員	— あいさつ —
司会：主幹兼振興係長	次に、鈴木正年委員をお願いします。
鈴木正年委員	— あいさつ —
司会：主幹兼振興係長	次に、結城一吉委員をお願いします。
結城一吉委員	— あいさつ —
司会：主幹兼振興係長	次に、閉会のあいさつを兼ねて中野会長職務代理者からお願いします。
中野会長職務代理者	— あいさつ — 以上をもちまして、仙台市農業委員会第 37 回総会を閉会します。
	閉 会
	(午後 2 時 24 分)